

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	小名浜支所
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年4月21日付け27監第14号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>4 支出事務（その2）</p> <p>嘱託職員に係る賃金の支出事務において、復興特別所得税の源泉徴収が行われていない例、所得税等の源泉徴収が行われていない例、所得税等の源泉徴収税額の算定に誤りのある例及び通勤手当の支給額に誤りのある例が認められた。</p> <p>(1) 復興特別所得税の源泉徴収が行われていない例</p> <p>【事例1】宿日直業務に従事する嘱託職員</p> <p>※ 宿日直業務に従事する嘱託職員の賃金は、所得税法第185条第1項第2号イに定める給与に該当し、同法別表第2の乙欄に掲げる税額の所得税を復興特別所得税と併せて徴収することとされている。</p> <p>しかしながら、当該業務に従事する嘱託職員全員の4月分から8月分に係る賃金について、所得税に係る源泉徴収は行われていたものの、復興特別所得税に係る源泉徴収が行われていなかった。</p> <p>(小名浜支所市民課)</p>	<p>源泉徴収すべき4月分から8月分に係る復興特別所得税につきましては、該当者それぞれが確定申告にて対応をしたところであります。</p> <p>また、9月分以降における復興特別所得税につきましては、適正に源泉徴収を行っているところであります。</p> <p>今後は、二重チェックを徹底し、十分な確認を行うなど適正な支出事務に努めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	勿来支所
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年4月21日付け27監第14号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>3 支出事務（その1）</p> <p>補助金に係る支出事務において、補助金の交付決定をしているものについて支出負担行為がなされていない例が認められた。</p> <p>※ いわき市まち・未来創造支援事業災害復興支援事業補助金について、平成26年7月2日に交付を決定しているにもかかわらず、監査実施時点（平成26年12月11日）において、地方自治法第232条の3及び市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為が行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（勿来支所市民課）</p>	<p>補助金の交付決定に合わせて、財務規則に基づく支出負担行為を行うところを、関係職員の認識不足並びに確認不十分により起きたものです。</p> <p>今後は、職員間のチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めます。</p> <p>なお、支出負担行為については、指摘後直ちに、修正処理いたしました。</p>
<p>4 支出事務（その2）</p> <p>嘱託職員に係る賃金の支出事務において、復興特別所得税の源泉徴収が行われていない例、所得税等の源泉徴収が行われていない例、所得税等の源泉徴収税額の算定に誤りのある例及び通勤手当の支給額に誤りのある例が認められた。</p> <p>(3) 所得税等の源泉徴収税額の算定に誤りのある例</p> <p>【事例4】市民係業務に従事する嘱託職員</p> <p>※ 平成26年6月分の市民課市民係の業務に従事する嘱託職員の期末手当は、所得税法第186条第1項第1号イに定める賞与に該当し、前月中に支払った通常の給与等の金額、給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びそ</p>	<p>嘱託職員の賃金に係る所得税等の額の算定の誤りについては、関係職員の課税等に係る知識不足により、給与に係る所得税額の算定を誤ったものです。</p> <p>今後は、組織として、専門的な知識の習得やチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めます。</p> <p>なお、所得税等の額については、指摘後直ち</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>の数に応じ別表第4の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額の所得税を復興特別所得税と併せて源泉徴収することとされていることから、当該期末手当に係る所得税等の源泉徴収税額が2,251円となるにもかかわらず、0円と算定していた。</p> <p>(4) 通勤手当の支給額に誤りのある例及び所得税等の源泉徴収が行われていない例 【事例6】 宿日直業務に従事する嘱託職員 ※ 平成26年4月分の宿日直業務に従事する嘱託職員の賃金の支給事務において、自動車を使用した通勤で、通勤距離が片道6km以上8km未満である嘱託職員の通勤手当については、市賃金支弁職員雇用等管理規程第7条第4項第4号の規定に基づき総務部長が定める基準である日額250円で算出すべきにもかかわらず、平成26年4月1日に当該基準が改正される前の日額230円で算出していた。【類例6件あり】</p> <p>また、宿日直業務に従事する嘱託職員の賃金は、所得税法第185条第1項第2号イに定める給与に該当し、同法別表第2の乙欄に掲げる税額の所得税を復興特別所得税と併せて源泉徴収することとされているにもかかわらず、当該業務に従事する嘱託職員全員の賃金について所得税等の源泉徴収が行われていなかった。 (勿来支所市民課)</p>	<p>に、追加徴収を行いました。</p> <p>嘱託職員に係る通勤手当については、平成26年4月1日適用基準額で積算すべきところを通知の確認を怠り、改正前の基準額で積算したものです。</p> <p>今後は、職員複数名で手当等の改定状況について確認を行うなど職員間のチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めます。</p> <p>なお、指摘事項につきましては、平成27年3月分の通勤手当に追加支給いたしました。</p> <p>また、嘱託職員の賃金に係る所得税等の源泉徴収については、関係職員の課税に係る知識不足のため、給与支払時に源泉徴収を行っておりませんでした。</p> <p>今後は、組織として、専門的な知識の習得やチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めます。</p> <p>なお、賃金の源泉徴収については、平成26年分については、各人で申告いただき、平成27年分からは源泉徴収することといたしました。</p>
<p>5 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p>	<p>平成26年度の自家用電気工作物保安管理業務委託に係る契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる102件（支所全体）のうち、10件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（勿来支所市民課）</p> <p>6 財産管理事務</p> <p>道路占用許可に係る事務において申請内容と異なる占用期間の許可書を交付していたほか、道路占用料に係る収入事務において調定時期及び納期限の指定が適切でない例が認められた。</p> <p>※ 道路占用許可に係る事務において、東京電力株式会社茨城支店より提出された「平成26年9月3日から平成27年2月6日まで」を占用期間とする道路占用許可申請に対し、「許可日（平成26年8月5日）から平成27年2月6日まで」を占用期間とする許可書を交付していた。</p> <p>また、平成26年8月5日に行った当該道路占用許可に係る道路占用料については、市財務規則第37条第3項に規定する随時の収入金で納入通知書を発するものに該当することから、その調定は、原因の発生した日である同日に行い、また、その納期限は、市財務規則第43条第4号に規定する収入金であることから、調定の日から14日以内の日（8月19日まで）を指定することとされている。</p> <p>しかしながら、本案件では、調定が8月6日に遅延してなされており、それに伴</p>	<p>第3項に定める措置について、関係職員の認識の不足並びに確認不十分により契約書中への契約解除条項の規定文言等の記載が漏れてしまう結果となりました。</p> <p>今後は、職員間のチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めます。</p> <p>なお、平成27年度からは、契約時の事務処理について、同要綱の規定により処理しております。</p> <p>占有許可申請者が占有期間の開始日の欄に申請日を記入してくることもありますが、許可書交付までに約2週間程度要します。申請日の時点で許可書発行はできないことから、通常許可日から占有を許可しています。しかし、今回指摘を受けた事例は、占有の開始日が申請日から1カ月後であり、申請書通りの期間で交付すべきものでしたので、占有期間開始日については、十分確認してから許可書を交付するようにしました。</p> <p>また、許可書を作成して、翌日に納入通知書を作成することになった時でも、原因の発生した日で納入通知書を作成するよう改善しました。</p> <p>次に納期限の指定については、調定の日から14日以内という規定は守っていたため、原因の発生した日で調定を起こすように改善すれば、納期限の指定も問題ありませんので、原因の発生した日の意識を常にもって業務を行うようにしました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>い、納期限も 8 月 20 日が指定されていた。</p> <p>【類例 2 件あり】</p> <p>(勿来支所経済土木課)</p>	

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	内郷支所
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年4月21日付け27監第14号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>5 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる102件（支所全体）のうち、10件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（内郷支所）</p>	<p>平成26年度契約事務において、「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱」に基づく、契約解除条項の規定が漏れていた契約を締結したことは、職員の認識不足等によるものでした。</p> <p>今回の指摘を受け、当該契約の不備を訂正するため、平成26年12月4日に、暴力団等の排除措置の条項を加えた変更契約を締結しています。</p> <p>今後とも、当該要綱に基づく適正な事務処理に努めることとします。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	四倉支所
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年4月21日付け27監第14号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>道路占用料に係る収入事務において、占用料の算定に誤りのある例が認められた。</p> <p>【事例1】占用物件の数量を誤っているもの</p> <p>※ 平成26年6月27日付けで行った電柱設置に係る道路占用許可に伴う道路占用料について、本柱の数量が2本であるにもかかわらず、3本として算定していた。</p> <p>また、当該許可に係る支柱の本数が添付図面等と相違していた。</p> <p>【事例2】月割における月数を誤っているもの</p> <p>※ 平成26年8月28日付けで行った架空ケーブル設置に係る道路占用許可に伴う道路占用料について、その占用期間が平成26年8月28日から平成27年3月31日までとなっていることから、市道路占用料条例第4条第1号の規定により1月未満の端数を1箇月分として算出し、合わせて8箇月分として算定すべきであるにもかかわらず、7箇月分として算定していた。</p> <p style="text-align: right;">（四倉支所経済土木課）</p>	<p>占用物件の数量を誤っているもの3箇所の電柱移設のうち1箇所は支柱のみのため、徴収物件は本柱2本の誤りでした。</p> <p style="text-align: right;">当初金額 $860 \times 3 \text{本} \times 1 \text{年} = 2,580$ $2,580 \times 10 / 12 = 2,150 \text{円}$</p> <p style="text-align: right;">精査金額 $860 \times 2 \text{本} \times 1 \text{年} = 1,720$ $1,720 \times 10 / 12 = 1,433 \text{円}$</p> <p style="text-align: right;">差 額 $2,150 - 1,433 = 717 \text{円}$</p> <p>これによる差額717円については、平成27年2月26日に還付しました。</p> <p>今後は、このような誤りが無いようチェック体制の強化に努め、万全を期して参ります。</p> <p>算出月数は、7箇月ではなく8箇月の誤りでした。</p> <p>これによる差額71円（$566 - 495 = 71 \text{円}$）については、平成27年1月23日に収入済です。</p> <p>今後は、このような誤りが無いようチェック体制の強化に努め、万全を期して参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>畜犬登録等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込み及び調定時期が遅延している例が認められた。</p> <p>※ 畜犬登録等手数料として平成26年5月14日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月15日（木）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月19日（月）に払い込まれていた。同様に、同月15日（木）に受領した畜犬登録等手数料についても、同月16日（金）までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月19日（月）に払い込まれていた。</p> <p>また、当該手数料は、市財務規則第37条第1項第4号に規定する随時の収入金で納入通知書を発しないものに該当することから、その調定は、手数料を徴収した平成26年5月14日に行わなければならないが、同月16日に遅延して行われていた。同様に、同月15日分の調定も、同月16日に遅延して行われていた。</p> <p style="text-align: right;">（四倉支所市民課）</p>	<p>畜犬登録等手数料に係る収入事務における指定金融機関への払込み、及び調定時期の遅延の原因につきましては、狂犬病予防注射事務や収入事務及び調定事務を担当職員（1名）が全て行っていたため、銀行に振込む時間がなかったことにあります。</p> <p>今回の監査講評を受け、徴収した手数料の指定金融機関への払込み、及び調定事務につきましては担当者以外の職員が行うなど、業務を分担し事務処理を行っております。</p> <p>今後も市財務規則に従い、遅延が無いよう適切に努めて参ります。</p>
<p>4 支出事務（その2）</p> <p>嘱託職員に係る賃金の支出事務において、復興特別所得税の源泉徴収が行われていない例、所得税等の源泉徴収が行われていない例、所得税等の源泉徴収税額の算定に誤りのある例及び通勤手当の支給額に誤りのある例が認められた。</p> <p>(2) 所得税等の源泉徴収が行われていない例</p> <p>【事例2】日直業務に従事する嘱託職員</p> <p>※ 日直業務に従事する嘱託職員の賃金は、所得税法第185条第1項第2号イに定める</p>	<p>嘱託職員に係る賃金の支出事務において、源泉徴収税額表による金額適用の際の認識不足により所得税等の源泉徴収を行っておりませ</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>給与に該当し、同法別表第2の乙欄に掲げる税額の所得税を復興特別所得税と併せて源泉徴収することとされているにもかかわらず、当該業務に従事する嘱託職員全員の賃金について所得税等の源泉徴収が行われていなかった。</p> <p>(3) 所得税等の源泉徴収税額の算定に誤りのある例</p> <p>【事例5】宿直業務に従事する嘱託職員</p> <p>※ 平成26年4月分の宿直業務に従事する嘱託職員に係る賃金の支給事務において、通勤手当分の1,240円が非課税限度額の範囲内となるにもかかわらず、課税対象額として所得税等の額を算出したため、課税対象額が25,600円で所得税等の額を784円と算出すべきところ、課税対象額が26,840円で所得税等の額を822円と算出していた。</p> <p style="text-align: center;">(四倉支所市民課)</p> <p>5 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる102件(支所全体)のうち、10件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p>	<p>んでした。これについては、平成26年分の確定申告により対応していただいております。</p> <p>今回の監査講評を受け、複数名で確認する体制を取り、適正な支出事務に努めております。</p> <p>通勤手当に係る非課税限度額の不適用により、所得税を誤って徴収したものについては、所得税等の源泉徴収に対する認識不足によるものです。</p> <p>なお、平成26年分確定申告により対応していただいております、不利益の生じることがないように対処しております。</p> <p>また、今回の監査講評を受け、複数名で確認する体制を取り、適正な支出事務に努めております。</p> <p>いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、認識、把握の不足等により、契約書中への契約解除条項の規定文言等の記載が漏れてしまいました。</p> <p>今回の監査講評を受け、入札・契約時の事務処理について、遺漏のないよう同要綱の規定に従い、事務を進めております。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
(四倉支所経済土木課)	

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	小川支所
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年4月21日付け27監第14号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>4 支出事務（その2）</p> <p>嘱託職員に係る賃金の支出事務において、復興特別所得税の源泉徴収が行われていない例、所得税等の源泉徴収が行われていない例、所得税等の源泉徴収税額の算定に誤りのある例及び通勤手当の支給額に誤りのある例が認められた。</p> <p>(2) 所得税等の源泉徴収が行われていない例</p> <p>【事例3】宿日直業務に従事する嘱託職員</p> <p>※ 宿日直業務に従事する嘱託職員の賃金は、所得税法第185条第1項第2号イに定める給与に該当し、同法別表第2の乙欄に掲げる税額の所得税を復興特別所得税と併せて源泉徴収することとされているにもかかわらず、当該業務に従事する嘱託職員全員の賃金について所得税等の源泉徴収が行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（小川支所）</p>	<p>宿日直業務に従事する嘱託職員に係る賃金の支出事務において、所得税等の源泉徴収が行われていなかったことについては、職員の認識不足によるものであり、平成26年10月分以降の賃金の支出に関しては、適正に源泉徴収を行っております。</p> <p>今後も、所得税法等関係法令について十分留意するとともに、担当者及び係員全員の知識習得に努めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	好間支所
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年4月21日付け27監第14号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>5 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる102件（支所全体）のうち、10件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（好間支所）</p>	<p>平成26年度契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく契約解除条項の規定が漏れてしまった契約が生じたことは、職員の認識不足等によるものでした。</p> <p>今回の指摘を受け、平成27年度の契約事務においては、契約内容に暴力団等の排除措置の条項を加えて、契約を締結しております。</p> <p>今後とも当該要綱に基づく適正な事務処理に努めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	田人支所
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年4月21日付け 27監第14号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>畜犬登録等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込み及び調定時期が遅延している例が認められた。</p> <p>※ 畜犬登録等手数料として平成26年4月16日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月17日（木）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月18日（金）に払い込まれていた。</p> <p style="text-align: right;">（田人支所）</p>	<p>狂犬病予防集合注射は、実施に係る事前準備、実施後の後片付け、集計等に時間を要するほか、実施日には、担当者が一日中の外勤となり、また連日の業務となるため、4月16日分の払込みについて、入金準備が整わず、遅延する結果となりました。</p> <p>現在では、担当職員が不在の場合には他の職員により対応するなど、収入金の払込みが遅延することのないよう、適正に処理しています。</p> <p>また、所属職員全体で、適正な事務執行に努めるべく市財務規則の再確認も併せて行いました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	川前支所
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年4月21日付け27監第14号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>5 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる102件（支所全体）のうち、10件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（川前支所）</p>	<p>契約事務のうち一部契約に関して、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、職員の認識不足等により、その措置を失念したものです。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、平成27年度の契約締結分からは、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、契約書への契約解除条項規定文言の記載を行うとともに、当該規定について職員間での周知徹底を図り、確認体制を強化するなど、再発防止に努め、当該規定に基づいた適切な事務執行を行うことといたしました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	久之浜・大久支所
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年4月21日付け27監第14号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>畜犬登録等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込み及び調定時期が遅延している例が認められた。</p> <p>※ 畜犬登録等手数料として平成26年4月23日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月24日（木）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月28日（月）に払い込まれていた。同様に、同月24日（木）に受領した畜犬登録等手数料についても、同月25日（金）までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月28日（月）に払い込まれていた。</p> <p style="text-align: right;">（久之浜・大久支所）</p>	<p>狂犬病予防集合注射は、実施に係る事前準備、実施後の後片付け、集計等に時間を要するほか、実施日には、担当者が一日中、集合注射場所（4ヶ所程度）を移動しながらの勤務となるため、4月23日分及び24日分の払込みについて、準備が整わず、遅延する結果となりました。</p> <p>今後は、払い込むべき収入件数の確認を徹底することはもとより、担当職員の財務規則に基づく事務処理の徹底及び周囲の指導、担当職員が不在の場合でも他の職員による対応や、注意喚起の張り紙を貼付するなど、収入金の払込みが遅延することのないよう適切な事務処理に努めます。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	行政経営部
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年4月21日付け27監第14号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 収入事務</p> <p>有償刊行物売払に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 「いわき市・東日本大震災の証言と記録」の売払収入として平成26年9月30日(火)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である10月1日(水)までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、10月2日(木)に払い込まれていた。【類例1件あり】 (ふるさと発信課)</p> <p>2 支出事務（その1）</p> <p>日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、通勤手当の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 平成26年4月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、通勤距離が片道12km以上14km未満で自動車を使用する日々雇用職員の通勤手当については、市賃金支弁職員雇用等管理規程第7条第4項第4号の規定に基づき総務部長が定める基準である日額430円として算出すべきにもかかわらず、平成26年4月1日に当該基準が改正される前の日額410円として算出していた。同年5月分及び6月分の賃金支給においても、同様の誤りが認められた。</p>	<p>課内の金庫に保管したままで、指定金融機関等への払込みが遅延したものです。</p> <p>今後の有償刊行物売払に係る収入事務につきましては、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、収入後、直ちに払い込みを行うよう適切に処理します。</p> <p>日々雇用職員の通勤手当支給額が、平成26年4月1日付で改正されたことを認識していたにもかかわらず、誤って改正前の金額で算出してしまったことによるものです。</p> <p>なお、差額分については、追給処理としました（平成27年1月27日振込）。</p> <p>今後は、適切に処理します。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p style="text-align: center;">(ふるさと発信課)</p> <p>3 支出事務 (その2)</p> <p>いわき市行政経営市民会議、いわき国際研究産業都市構想研究会及びいわき市防災会議の委員報酬に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ いわき市行政経営市民会議、いわき国際研究産業都市構想研究会及びいわき市防災会議の委員に係る報酬について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、所得税法第204条に規定する「報酬」として同法第205条第1項第1号を適用し、復興特別所得税と併せて10.21%の税率で847円の所得税等を源泉徴収していた。しかしながら、国税庁の所得税基本通達28-7において、「国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。」とされていることから、当該委員報酬については、同法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号ホの規定により、同法別表第3の乙欄が適用されるため、復興特別所得税と併せた所得税等の源泉徴収税額を1,230円とすべきであった。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課、危機管理課)</p> <p>4 支出事務 (その3)</p> <p>日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、雇用保険の加入手続がなされていない例及び所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 統計業務に従事する日々雇用職員については、平成26年5月15日から同年6月25日までの42日間を雇用期間として雇用していることから、1週間の所定労働時間</p>	<p style="text-align: center;">措 置 し た 内 容</p> <p>いわき市行政経営市民会議等の委員報酬に係る支出事務においては、所得税法第204条に規定する「報酬」と認識し、同法第205条第1項第1号を適用して、復興特別所得税と併せて10.21%の税率で847円を源泉徴収していましたが、会計室からの平成26年12月3日付け「所得税の源泉徴収について」の通知にある「特に注意すべき事項」において、委員等報酬については所得税法上の「給与所得」に該当することが示されたことにより、誤った認識であったことが判明しました。</p> <p>今後については、職場内において、上記通知や所得税法の熟知に努めるとともに、通知で示されたとおり、委員報酬の支払事務の際には、必ず「源泉徴収確認票」を作成し、課内でのチェックを行うことにより、適切に処理します。</p> <p>雇用保険の被保険者となる要件並びに所得税法第185条第1項の規定を誤認していたことにより生じたものです。</p> <p>雇用保険未加入の件につきましては、本人の同意を得て雇用保険料被保険者負担金を徴収のうえ、雇用保険への加入手続を完了しております。</p> <p>また、所得税等の源泉徴収額に誤りがあつた</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	行政経営部
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年4月21日付け27監第14号報告）

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>公共施設等の適正化に関する施策の推進について</p> <p>本市は、広域多核の都市特性のため、数多くの公共施設等を有している。これに伴う多額の維持管理経費や老朽化の進行等の問題については、以前から本市の重要な課題として認識されており、平成22年11月に策定した「新・市総合計画後期基本計画」において行財政運営に係る取組の柱の1つとして位置付けられ、調査検討作業に着手していたが、直後に発生した東日本大震災の災害対応を優先せざるを得なかったことにより、いったん留保されていた経過がある。</p> <p>そのような中で、国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を決定し、これを受けて、平成26年4月に総務大臣から各地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請があるとともに、その策定に当たっての指針が通知された。当該計画の策定は、本市にとっても、公共施設等の安全性の確保や長寿命化という単なる老朽化対策にとどまらず、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置による地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める意味から、重要かつ不可欠な取組であると考えられる。</p> <p>本市においては、前述のように、東日本大震災に伴う災害対応が優先されることや、原発事故による避難者の受入れや建設・除染に係る作業員の常駐に伴う実態人口の激変な</p>	<p>「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に向けた取組方針」を決定のうえ、公共施設等総合管理計画の策定に着手したところであり、平成28年度末までに同計画を策定することとしております。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>ど、当該計画の策定に関し困難となる状況が存在するが、当該計画の策定は、本市の公共施設等について総合的かつ計画的な管理を図っていくために不可欠なプロセスであり、ひいては将来のまちづくりの観点からも極めて重要である。今後は、そのような認識の共有を図った上で、全庁的な取組の下に適切かつ円滑に策定作業が進められること、また、当該計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を図るための施策がさらに推進されることを望むものである。</p>	